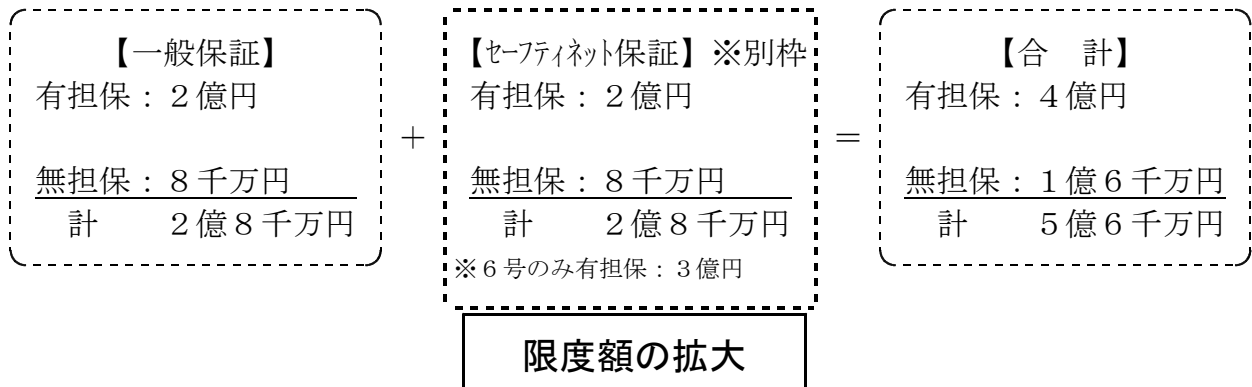


セーフティネット保証制度の概要

- セーフティネット保証とは、取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等の事由により、経営の安定に支障を生じている中小企業に、信用保証の限度額の別枠化等を行う制度です。



《中小企業信用保険法第2条第5項》

	対 象 事 由	保証割合
1号	大型倒産等（連鎖倒産防止）	100%
2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限	100%
3号	突発的災害等（事故等）	100%
4号	突発的災害等（自然災害等）	100%
5号	全国的な業況の悪化している業種	80%
6号	取引金融機関の破綻	100%
7号	金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整	80%
8号	金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	80%

1号指定により、100%保証となるため、金融機関が融資をしやすくなります。

【融資条件等】

	セーフティネット保証制度 （信用保証協会制度）	セーフティネット対応資金 （県中小企業融資制度）	
融 資 限 度 額	運転・設備資金 2億8千万円 <small>※一般保証限度額と同額を別枠で保証</small>	運転・設備資金 5,000万円	
融資期間 (うち据置期間)	10年以内 (1年以内)	運転資金 7年以内 (2年以内)	設備資金 10年以内 (3年以内)
信用保証料率	1号～4号・6号：年0.87% 5号・7号・8号：年0.80%	1号～4号・6号：年0.65% 5号・7号・8号：年0.62%	
融資利率	金融機関所定の利率	1年以内 年1.6% 1年超3年以内 年1.8% 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%	

一般保証（信用保証協会制度）の信用保証料率（1.15%）よりも有利になります。